

水田保全活動奨励事業のご案内

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用して、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

この計画に基づき、横浜に残る貴重な水田景観を保全するため、水稻作付けを10年間継続することを条件に、水田を借り受けた耕作者の皆様に対して奨励金を支払う『水田保全活動奨励事業』を実施します。

概要

■対象となる方

横浜市内に水田を適正に借り受けた方で、今後10年間米作りを行う意思のある方

※ 適正とは利用権設定、中間管理事業、農地法第3条、都市農地貸借法第4条により、適法に農地を借り受けた方。

■奨励金交付条件

水田に水稻が作付けられたこと

■奨励金額

水稻が作付けられた水田1㎡あたり30円

(例:10aの水田の場合、3万円)

※ 1㎡未満の端数は切捨てとなります。

■守っていただくこと

- ・水田を良好に管理すること
- ・何らかの理由により水田耕作を続けられなくなった場合、速やかに農政事務所と協議すること



※ 奨励金は、横浜みどり税を積み立てた「横浜市みどり基金」を財源として、毎年予算の範囲内で交付します。



■ 申出方法

次の書類3点を作成の上、ご提出ください。

- 1 「水田保全活動申出書」
 - 2 「奨励金口座振替依頼書」
- 内側の「記入例」をご確認ください。
- 3 申し込まれる水田を借り受けたことを証明する書類(次の①～③いずれかの書類)

① 各筆明細等の写し(コピー)

利用権設定申し込みの時に添付する書類です。見つからない場合は各農政事務所にお問い合わせください。

② 農地法第3条の許可書の写し又は貸借に係る契約書の写し(コピー)

農業委員会から交付される許可書です。契約書の写しは土地所有者と締結される書類となります。許可書を紛失している場合は各農業委員会にお問い合わせください。



③ 事業計画の認定申請書の写し(コピー)

市街化区域で農地を借りる場合に市へ提出する書類です。見つからない場合は各農政事務所にお問い合わせください。

※ ご記入いただいた個人情報は、申請内容の確認及び奨励金交付等の水田保全活動奨励事業の執行にのみ使用します。

◇提出先(郵送又は持参) :各農政事務所(《問合せ先》をご参照ください。)

◇申出書提出締め切り :令和6年 11月 29日(金) **必着**

■ 奨励金交付までの流れ

横浜市に申出書類一式が到着後、今年度の水稻作付け期間中(5～10月)に、市職員または横浜市が委託する業者が申出書に記載された水田の現地確認をします。

書類審査及び現地確認の結果を申出人の方へ通知した後、「奨励金口座振替依頼書」に記載された口座へ奨励金を振り込みます(年度末頃)。

2年目以降は、新たに申出をしていただく必要はなく、『現地確認→確認結果の通知→奨励金の交付』という流れになります。

休耕の場合には、奨励金を交付いたしませんのでご了承ください。

■ 問合せ先

☆提出先(郵送又は持参)

《鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区》
〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1 (都筑区総合庁舎内)
横浜市 みどり環境局 北部農政事務所 電話 045-948-2483

《中・西・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区》
〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 (戸塚区総合庁舎内)
横浜市 みどり環境局 南部農政事務所 電話 045-866-8497

☆制度全般に関する問合せ

横浜市 みどり環境局 農政推進課

電話 045-671-2630